

現行の国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は有効期限まで使えます

詳しくは☎保険年金課
国民健康保険証について☎788-4941
後期高齢者医療保険証について☎788-4942

12月2日(月)以降、国の法改正により保険証が廃止され、保険証の利用登録がされたマイナンバーカード「マイナ保険証」を使用する仕組みに移行します。

「マイナ保険証」を持っていても、持っていなくても、現行の**保険証は、有効期限まで使用することができます。**

現行の保険証の有効期限が切れた場合

(1) マイナ保険証を持っていない人

現行の保険証の有効期限を迎える前に「**資格確認書**」を送付します(申請不要)。この「**資格確認書**」を医療機関などで提示することで、現行の保険証と同様に受診することができます。

(2) マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証をご利用ください。希望者は申請により「**資格確認書**」の交付も可能です。

現行の保険証を紛失した場合

保険証の有効期限が切れた場合と同様、「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」を発行します。なお、再発行の際は申請が必要です。

よくある問い合わせ

Q. マイナンバーカードの作成や保険証の利用登録は義務ですか。

A. 義務ではありません。保険証が廃止された後も「有効期限内の保険証」や「資格確認書」で医療機関などを受診することはできますので、マイナンバーカードの作成や保険証の利用登録は自身の判断で行ってください。

Q. 「資格確認書」の発行はいつからできますか。

A. マイナ保険証を持っている人で、「資格確認書」の発行を希望する場合は、12月2日(月)以降に、保険年金課で発行可能ですが、現行の保険証をお持ちの人は有効期限まで使用できますので保険証をお使いください。なお、マイナ保険証を持っていない人に対しては、保険証の有効期限を迎える前に「資格確認書」を送付します。

Q. 12月2日以降、新たに国民健康保険に加入する場合は、何が交付されますか。

A. マイナ保険証を持っていない人には、「資格確認書」を交付します。マイナ保険証を持っている人には、自身の記号番号や負担割合などを簡易に確認するための「**資格情報のお知らせ**」を交付します。

Q. 12月2日以降、新たに後期高齢者医療保険に加入する場合は、何が交付されますか。

A. 令和7年7月末までは、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、「**資格確認書**」を交付します。

Q. マイナ保険証の記号番号や負担割合などは、どこで確認すれば良いですか。

A. マイナポータル健康保険情報画面で確認できます(PC・スマホなど)。また、現行の保険証の有効期限を迎える前に送付する「**資格情報のお知らせ**」でも確認できます。

Q. マイナ保険証が利用できない医療機関を受診するときはどうすれば良いですか。

A. 以下のいずれかを提示し受診してください。
①有効期限内の保険証②「**資格確認書**」③マイナンバーカードおよび「**資格情報のお知らせ**」④マイナンバーカードおよびマイナポータルの資格情報画面

Q. マイナ保険証の利用を解除したい場合はどうすれば良いですか。

A. 国民健康保険、後期高齢者保険加入者の解除の申請は保険年金課で受け付けます。

Q. マイナ保険証の利用登録をしましたが、退職や就職で社会保険などと国民健康保険の切り替えが必要な時はどうすれば良いですか。

A. マイナンバーカードの保険証利用の再登録は必要ありませんが、保険年金課での国民健康保険の加入、脱退手続きが必要です。

Q. 職場で渡された社会保険の保険証を使っています。「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」の送付などは国民健康保険や後期高齢者医療保険と同じでしょうか。

A. 職場が加入している保険組合ごとに扱いが異なる場合があります。詳しくは職場や加入している各保険組合に問い合わせてください。

Q. マイナ保険証を使うメリットはなんですか。

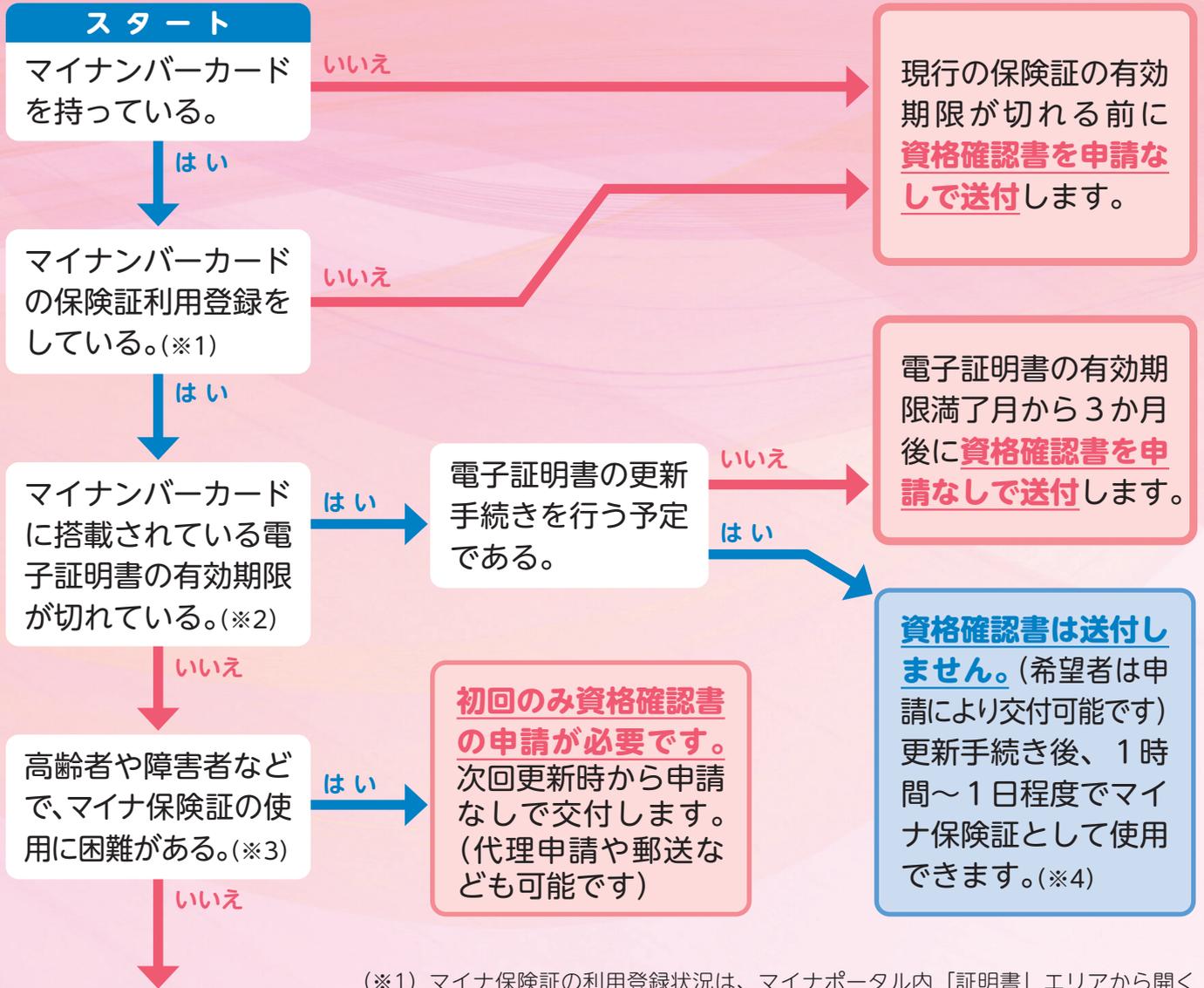
A. ①医療機関で自己負担限度額が確認できるようになるため、窓口などで申請が必要だった限度額適用認定証の申請が不要になります。
②過去のお薬情報や健康診断の結果を医療機関でも見られるようになるので、薬の飲み合わせや他の病気を推測して治療に役立てることができます。
③確定申告をする際に医療費控除の情報を連携することで医療費を確認できます。



現行の保険証の代わりとなる

「資格確認書」 交付フローチャート

現行の保険証の有効期限が切れる際にご活用ください



資格確認書は送付しません。(希望者は申請により交付可能です) マイナ保険証をご利用ください。

- (※1) マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータル内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにて確認できます。登録が完了していれば、マイナンバーカード利用状況欄に「登録済」と表示されます。
- (※2) マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです(マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までです)。
- (※3) 自身でマイナ保険証を使用することができないなど、特に配慮を要する人であり、支援が継続的に必要な場合。
- (※4) 電子証明書の更新は本人の来庁が必要です。代理人が更新する場合はご相談ください。

マイナポータルはこちら▶



※この内容は国が示す通知に基づいた現時点の予定です。今後、変更になる場合もあります。

フローチャートの内容などマイナ保険証に関する詳細は、市ホームページを確認いただくか保険年金課へ問い合わせてください。



「川島桶川資源循環組合」設立に関する協議書を締結しました

詳しくは☎環境対策推進課☎657-8884

市では、川島町とごみ処理の広域化に向けた協議を進めています。このたび、両市町の令和6年度9月定例会で、一部事務組合設立に関する議案が議決されたことを受け、9月30日に川島町役場において、事業実施機関となる「川島桶川資源循環組合」設立に関する協議書を締結しました。今後は、令和7年4月1日の組合設立に向け、準備を進めるとともに、引き続き、川島町との広域による新たなごみ処理施設の整備に向け、事業を推進します。



これまでの経緯と今後の予定

- 令和5年4月 川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置
- 令和6年5月 新ごみ処理施設整備基本構想を策定
- 9月 議会において一部事務組合の設立に関する議案を議決
川島桶川資源循環組合設立に関する協議書を締結
- 11月 川島桶川資源循環組合設立の許可
- 令和7年4月 川島桶川資源循環組合の設立

令和7年
1月から

広報おけがわの全戸配布が始まります！

詳しくは☎秘書広報課☎788-4901

これまで、広報誌や市からのお知らせは、自治会の皆さんの協力のもと配布していましたが、令和7年1月から、配布受託業者が各世帯の郵便受けへ、直接届ける方法に変わります。



配布受託業者

(公社)桶川市シルバー人材センター

所在地▶北1-12-10

電話▶☎777-1920

配布開始▶令和7年1月（広報2月号から）

配布時期▶毎月25日前後～翌月1日頃

配布物▶広報おけがわ、おけがわ市議会だより、ごみ収集日程表、保健事業のお知らせ

詳しくは
市HP▶



全戸配布
Q&A▶



統計調査員を募集しています

詳しくは☎企画調整課☎788-4902

国または埼玉県が実施する各種統計調査の調査員を募集しています。主な仕事内容は、担当地域の世帯や店舗などへ訪問し、調査票を配付、回収、点検する業務です。

登録の要件▶次の全ての要件に該当する人

- 20歳以上
- 守秘義務を遵守し、誠実に業務に取り組める人
- 税務、選挙および警察に直接関係ない人

報酬▶調査あたり平均2万円から5万円程度（統計調査の種類や件数により異なります）





Wリボン[※]
キャンペーン

11月は児童虐待防止月間

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

詳しくは☎人権・男女共同参画課☎788-4907



殴る、蹴るだけが
DVではありません

- **性的暴力** ▶ 望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど
- **精神的暴力** ▶ 大声で怒鳴る、無視する、交友関係を細かく監視するなど
- **経済的暴力** ▶ 必要な生活費を渡さない、家計の管理を独占するなど

パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか

暴力を受けていても「相談するほどでもない」「自分にも悪いところがある」と考えていませんか。どんな理由があっても暴力は許される行為ではありません。ためらわずに相談しましょう。

特設DV電話相談

DVの知識を持った職員が対応します。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

電話▶ **788-4908**
とき▶ 11月12日(火)～14日(木)
午前8時30分～
午後5時15分

DV相談+ (プラス)

電話▶ **0120-279-889**
(24時間受付)

- メール相談
(正午～午後10時)
- チャット相談
(24時間受付)



※Wリボンとは女性への暴力根絶(パープル)と児童虐待防止(オレンジ)のシンボルリボンを組み合わせたものです。

ダブルリボンカラーで
(パープルとオレンジ)
フレスポ桶川を
ライトアップします!

DVと児童虐待の根絶を願って、シンボルカラーのパープルとオレンジの2色をかけあわせたライトアップを実施します。

ところ▶ フレスポ桶川
とき▶ 11月12日(火)～25日(月)日没～午後10時35分



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

虐待では?と思ったら迷わず電話を!

詳しくは☎子ども未来課☎788-4946

子どもの虐待とは

- **身体的虐待** ▶ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- **性的虐待** ▶ こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする
- **心理的虐待** ▶ 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど
- **ネグレクト(育児放棄)** ▶ 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

連絡窓口

児童相談所
虐待対応ダイヤル **189**

※24時間受付(通話料無料)、匿名可能

地域の窓口

桶川市こども家庭センター

☎ **788-4946**

月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分